

予算決算及び会計令第85条の基準

国有林野事業特別会計に係る工事又は製造その他の請負契約で、一契約に係る予定価格が1千万円を超えるものについての予決令第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号のいずれかによるものとする。

- 1 工事の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 2 製造その他の請負契約（「競争参加者選定事務取扱要領の制定について」（平成13年4月16日付け12林国管第73号林野庁長官通達）別表1の2測量・建設コンサルタント等契約の業種の区分1から7までに掲げる業種に係る契約（以下「特定測量・建設コンサルタント等契約」という。）を除く。）については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た金額に満たない場合